

医療機関における自主療養制度利用者等への対応に係る周知について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

医療機関における「自主療養」制度利用者等への対応に係る周知について (依頼)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、重症化リスクの低い方が抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合には、医療機関の診断を待たずに自ら療養を開始することを選択できる「自主療養」の制度を開始しているところです。

また、令和4年1月26日付け医危第247号医療危機対策本部室長通知「オミクロン株に係る感染急拡大時の外来診療の対応及び自主療養の開始について (通知)」により、新型コロナウイルス感染症の外来診療体制についてもお示ししているところです。

このたび、有症状者が貴院を受診された場合における上記を踏まえた留意点を以下のとおり整理いたしましたので、郡市医師会を通じた貴会員への周知について御協力をお願いします。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会あて別途周知を依頼するとともに、県内各病院、発熱診療等医療機関には別途通知していることを申し添えます。

- 1 医療機関で陽性の診断を受けた同居家族などがいる方への対応
 - 医師の判断により、検査を行わなくても、臨床症状で診断可能です。なお、経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与する場合などにおいては、陽性の診断を確定するために検査を実施することが必要です。
 - 臨床症状で診断可能な方は、医療機関で陽性の診断を受けた方の同居家族などとなります。自主療養を選択された方の家族などは対象外となりますのでご注意ください。
- 2 抗原検査キット等のセルフテストで受診前に陽性が判明した方への対応
 - 「自主療養」の制度を選択できるのは、自主療養を希望する非重点観察対

象者のみとなります。そのため、「重点観察対象者」※及び「自主療養の制度を了知した上で医療機関を受診し診断を希望される方」に対しては、「自主療養」の勧奨はお控えいただきますようお願いいたします。

- 重症化リスクが低いと考えられる方については、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行っていただいで差し支えありません。なお、経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与する場合などにおいては、陽性の診断を確定するために検査を実施することが必要です。

※ 令和4年2月15日時点での重点観察対象者の定義は次のとおりです。

- ・ 年齢：50歳以上もしくは5歳以下
- ・ 酸素飽和度：SpO2値95以下
- ・ リスク：重症化リスク因子あり

【添付資料】

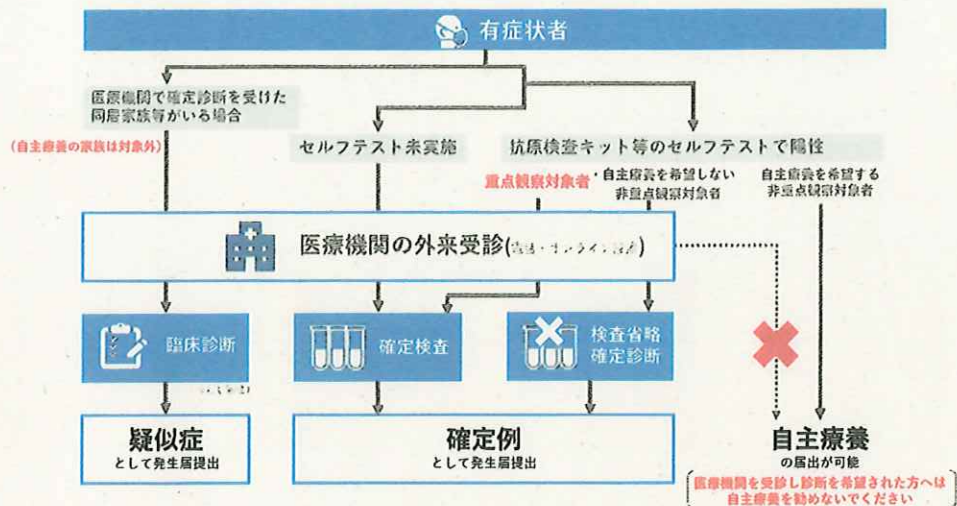
- 「医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて」

問合せ先

感染症対策グループ 新、村岡、小野

電話 045-210-4791

医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて



【参考】重点観察対象者



優先してフォローアップを行う療養者を
重点観察対象者と呼ぶ
 ※発生届の内容から特定する

重点観察対象者の定義

次の**いずれか**の条件を満たすこと

- 年齢** 50歳以上もしくは5歳以下
- 酸素飽和度** SpO2値95以下
- リスク** 重症化リスク因子あり